

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年（2022年）8月15日付け令4監理第304号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年8月7日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「元県土木建築部次長及び関係職員への聞き取り調査に関する文書」にかかる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求の対象となる公文書として、以下の3件の公文書を特定し、令和4年8月15日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

<特定した公文書の件名>

- ①土木建築部内技術職員聞き取り調査の実施について
- ②土木建築部内技術職員聞き取り調査一覧表
- ③土木建築部内技術職員聞き取り調査個別報告書（以下「本件公文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年11月13日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、県土木建築部職員の収賄事案を受け、実施機関の技術職員に聞き取

り調査（以下、「本調査」という。）を実施したことに伴い作成された個別報告書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例について

（1）第7条について

条例第7条は、第4項において、公文書の開示をしないことの決定（第13条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ）又は第12条の規定による公文書の開示（以下「公文書の部分開示」という。）をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあっては当該期日を記載した書面によらなければならないとしている。

上記の、開示をしない理由については、第11条の該当号及び開示をしない具体的な理由を記入することとされている。

なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている。

また、法令が処分にあたり理由を付記すべきものとしているのは、当該理由の有無について判断の慎重と公正妥当を担保して恣意を抑制するとともに、理由を知らせることにより、不服申し立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきものとされている。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書を開示しないことの決定又は公文書の部分開示をすることの決定をした旨の通知をする書面に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第11条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第7条第4項の要求する理由付記としては十分ではないとされている。（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁非開示決定処分取消請求事件）参照）

（2）第11条第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、

漁業取締、税務調査、各種の監視・巡回等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量ができるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件処分の妥当性について

(1) 理由付記の妥当性について

審査請求人は、本件処分について、「（本件処分の理由の付記は、具体的な理由の記載を欠く）」、「理由の付記についても抽象的・概念的な側面が大きいと考えられるので、本件処分は取り消すべきである」、と主張している、すなわち理由付記に取り消すべき不備があると主張していることから、この点について検討する。

本件処分に係る公文書部分開示決定通知書中、「開示をしない理由」欄別紙の「開示をしない理由」欄の記載は、条文の一部の転載にとどまっているが、同じく「開示をしない部分」欄別紙の「開示をしない部分」欄の記載が具体的かつ明確であり、「開示をしない理由」欄と「開示をしない部分」欄とをあわせて読めば、「開示をしない部分」欄に記載された情報が、条例第11条第3号及び同条第6号に該当することが非開示とされた理由であることを読み取ることは可能であると考えられることから、本件処分における理由付記は、公文書の開示をしないことの決定を行うに当たり、理由付記を求める趣旨に反するものとまでは言えず、本件処分を取り消すほどの不備があるとは認められない。

(2) 条例第11条第6号の該当性について

本審査請求においては、本件公文書の「調査内容」に記載された情報が、条例第11条第6号に該当するかどうかが争点となっていることから、この点について検討する。

審査会において、インカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、調査対象職員に部外秘の情報を要求した相手方や、当該要求の内容、当該要求を受けて対応した状況などの情報が具体的に記載されていた。

本件公文書には、本調査の実施者、調査対象者の記名がされている上に、「調査内容」欄に記載される情報には調査対象者である職員自身に不利益となり得る情報も含まれ得るものであり、それらの情報が公開を前提としていたものとは考え難いと見受けられた。

よって、職員は、実施要領に調査結果の公表の予定年月が明記していることから、調査結果が公表されることこそ認識していたかもしれないが、実施要領には詳細内容までの公表を明記しておらず、当然、本件公文書そのものを公表しない前提で、職員の真摯な協力を求めたものであり、また、職員も本件公文書がそのままの形で公開されることを前提として回答しているわけではなく、本件公文書を開示したとすれば職員からの信用・信頼を大きく裏切ることとなり、については、今後同様の調査を行う際に、職員の正直な回答が得られなくなるなど、調査の目的を果たすことが著しく困難になるおそれがあるとの実施機関の説明は、特段不自然、不合理な点はなく首肯できる。

また、審査請求人は、公表された調査結果と本件公文書の非開示部分の情報に「重複」している部分があり得ることから、条例第12条に基づく部分開示を求める、などとも主張しているが、本調査は、元県土木建築部次長の収賄事件という不祥事案を受け、OB職員や民間企業からの部外秘の情報要求の有無等の実態把握や、再発防止策樹立のため、職員から自身に不利益となり得る情報も含めて報告を求めたものであり、本調査の実施に当たっては、調査対象者の保護、すなわち調査への協力の結果、調査対象者に不利益が生じないとの確保が重要であることを踏まえれば、本件公文書中「調査内容」に記載された情報が一部であっても開示された場合、当然開示されないと認識していた調査対象者が受ける実施機関の対応への不信感が生じ得ることは軽視できないと考えられることから、当該情報を条例第11条第6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、誤っているとは言えない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の意見

最後に、審査会としての意見を付しておく。

本件処分に係る公文書部分開示決定通知書について、「開示をしない理由」欄別紙の「開示をしない理由」欄に、条例第11条の該当条号及び開示をしない理由が包括的に記載されていたことから、本件公文書に記載された開示をしない部分の項目である「所属名」、「調査実施者」のうち氏名、「調査対象者」、「調査日時」、「調査内容」に記載された情報の全てが、条例第11条第3号及び同条第6号のいずれにも該当すると読み取れる内容となっていたが、当審査会が本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、条例第11条第3号と同条第6号のいずれにも該当すると見受けられる情報が記載されていたのは、「調査内容」のみであり、条例第11

条の該当条号及び開示をしない理由と、開示をしない部分とが、項目ごとに対応していないものと認められた。

この点について、部分開示決定の場合において、条例第11条の複数の号に該当するときは、開示をしない部分並びに条例第11条の該当号及び開示をしない具体的な理由の対応関係が明らかとなるよう留意することとされており、今後は、開示をしない部分並びに条例第11条の該当号及び開示をしない具体的な理由の対応関係を、開示をしない部分ごとに個別に明らかとするよう、実施機関に慎重かつ丁寧な対応を求めたい。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 2月 24日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 10月 31日	事案の審議を行った。
令和6年 6月 3日	事案の審議を行った。
令和6年 11月 18日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年11月18日現在)